

福利厚生～健康管理

健康は大学生生活の出発点

医務室 本部棟2階 開室時間：平日の9:00～17:00
TEL：0152-48-3817

医務室とは



- 急病やケガの初期対応・応急手当をおこないます。
- 医師の在室時には、解熱鎮痛剤・整腸剤・湿布薬等を必要に応じて貰えることができます。
医師不在時にはお渡しできませんので、必要な薬は常備して置いてください。(薬を安易にあげたり貰ったりすると、体調を悪化することがありますので止めてください)
- 医療機関の紹介希望や健康について悩みや不安がある場合、気楽にご相談ください。

定期健康診断

安心して勉学やクラブ活動に専念できるよう学校保健安全法に定められ、必ず受けなければなりません。診断の結果、異常がある場合二次検査をおこない、状態によっては生活のアドバイスや医療機関の紹介をおこないます。

やむを得ない理由により、学校で定期健康診断が受けることができなかった場合は、医務室に来室ください。学校の定期健康診断日以外に健康診断を受ける場合の費用は自己負担になります。

健康相談

自分の身体の健康について何か不安があれば、すみやかに医務室で相談ください。また、心の不調や発達障がいについても相談ください。

◆学校医の健康相談◆ 日時：毎週木曜日 10:00～12:00

校医：医師 後藤田 明恵（後藤田医院）

場所：医務室（大学本部棟2階）

*上記以外でも医務室職員（看護師）が相談にのります

学生相談室

これから始まる学生生活の中では、さまざまな問題や悩み直面することがあると思います。

- 学校が面白くない ●自分の生き方や将来について不安 ●家族・友人・恋愛などの対人関係の悩み ●最近どうも気分が落ち込む ●発達障がい など

あなたと共に、あなた自身がよりよい問題解決のきっかけを見つけ出せるよう手助けをすることが学生相室です。お子さまに関して心配なことがある保護者の方も相談をお受けいたします。

◆カウンセラーの学生相談室◆ 日時：毎週火・木・金曜日 12:00～14:00（予約制）

TEL 0152-48-3817（予約は医務室の電話・E-mailで）

E-mail medical@bioindustry.nodai.ac.jp

*個人のプライバシー保護は適正に扱います

提供会社による電話相談も利用できます

「こころとからだの健康相談」 TEL0120-616055 24時間開設・年中無休

「ハラスメント相談」 TEL0120-576560 月～金曜日：9時～21時

土曜日：10時～18時 日曜日・祝日：1月1日～3日は休み

障害者手帳を持っているみなさんへ

皆さんの窓口になっています。学生生活において、困ったことがありましたら相談ください。

インフルエンザと診断されたら

インフルエンザと診断されたら出席停止です。




医務室と学科・学年担任か研究室、又は担当ゼミ者に連絡ください。医務室で現在の症状を聴き取り、今後の手続方法について説明します。






授業出席前に医務室に来室してください。その際、「学生証明書」「印鑑」「インフルエンザと証明できる本人の名前のある薬の服薬説明書・抗インフル薬記載のある領収書・検査結果票のうちどれか一つ」と「健康チェックリスト(体温表)」を持参してください。

該当期間における授業(試験)の欠席については、試験等の受験資格認定の際に配慮します。

インフルエンザ発症から登校まで

*インフルエンザは発症後5日を経過し、かつ、解熱して2日、最低でも5日間は登校不可です。(黒枠内は登校できません)

	発症当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
例1		 医療機関受診 熱 朝夕測定	 熱 朝夕測定	解熱後1日目 熱 朝夕測定	解熱後2日目 熱 朝夕測定	解熱後3日目 (発症5日目) 熱 朝夕測定	 熱 朝測定 登校可

	発症当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例2		 医療機関受診 熱 朝夕測定	 熱 朝夕測定	 熱 朝夕測定	 熱 朝夕測定	解熱後1日目 熱 朝夕測定	解熱後2日目 (発症6日目) 熱 朝夕測定	 熱 朝測定 登校可

大事な事!!

- 各キャンパスの健康増進センター・保健室・医務室に連絡すること。
- 登校するまで体温を朝夕測ること。
- 解熱とは自分の平熱になることです。

[医務室の連絡方法]

医務室：電話 0152-48-3817 不在時は学生教務課：電話 0152-48-3813
メール medical@bioindustry.nodai.ac.jp

予防接種について

下記に該当する人は母子手帳確認の上、医療機関と相談し予防接種を受ける事をお勧めします。

- 麻疹・風疹…過去にかかった事がなく、幼少期（第1期）と中学1年生（第3期）または高校3年生（第4期）、2回の予防接種を受けていない人。
- 流行性耳下腺炎・水痘に感染していない人。
- 破傷風…オホーツクキャンパスは全ての学科に予防接種をお勧めしています。通常、11～12歳の時に定期予防接種を受けています。破傷風ワクチンの免疫持続は約10年間と言われていいますので、学生の間免疫が弱くなったり消失してしまう可能性がありますので、改めて入学前に破傷風ワクチンの接種をお勧めしています。

特に麻疹に関しては、次に該当する人はワクチン接種をお勧めします。

- 過去に麻疹にかかったことがなく、一度もワクチン接種をしていない
- ワクチン接種の記憶が曖昧
- 幼児期に1回だけワクチン接種を受けたが、中学1年（1996年4月～1997年3月の生まれの人）又は高校3年の時、受けていない（ワクチンの効果が消えていることが多いと言われていいる）

一人暮らしを始めるみなさんへ

- 遠隔地被保険者証は医療機関受診時に必要です。常に持ち歩いてください。
- 急な体調不良に備え（解熱鎮痛剤・総合感冒薬・胃腸薬）などの薬
その他、体温計、救急バンソウコウ・マスク・冷却シート、爪切り 等を常備しましょう。
- 持病がある学生は主治医と今後の方針を決めましょう。
生活の制限が必要と医師から指示されている場合は、医務室に病状や生活制限を伝えてください。

感染症

大学に連絡が必要な感染症について

2007年春頃、関東地方の大学を中心に麻疹（はしか）が流行し本学（世田谷キャンパス）学生にも麻疹患者が出て休校措置が取られ、そのための補講や課外活動、他施設での実習等に多大な影響が生じました。

このように大学での感染症の流行を防ぐために、大学が病気になった学生を出席停止にしたり、臨時休講にすることがあります。これは学校保健法での決まりがあり、いくつかの病気が下表のように指定されています。

	対象疾病	出席停止の期間
第1種	まれだが重大な病気	
	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ病、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、鳥インフルエンザ、重症急性呼吸器症候群（SARS [サーズ]）	治癒するまで
第2種	空気感染なので放置すれば学校で広がってしまう病気	
	・インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日が経過し、かつ、解熱した後2日間経過するまで
	・百日咳	特有の咳が消失するまで。または5日間の適正な抗菌性製剤による治療が終了するまで
	・麻疹（はしか）	解熱した後三日を経過するまで
	・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ・ムンプス）	耳下腺・下顎腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで消失するまで
	・風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	・水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	・咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	・結核・骨髄炎菌性髄膜炎	医師において感染の恐れがないと認められるまで
第3種	空気感染ではないが放置すれば学校で広がってしまう可能性がある病気	
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎（アポロ病）、その他の感染症（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染症胃腸炎（ノロウイルス）	医師が感染の恐れがないと認めるまで

大学は集団生活の場であり感染症が流行しやすい環境です。感染症と診断されたら速やかに医務室に連絡し、医師の許可がおりるまで登校しないようにしてください（出席停止です。）

ハラスメント防止

ハラスメント防止について

本学ではセクシュアル・ハラスメントに代表されるハラスメント防止に取り組んでいます。オホーツクキャンパスでも相談員を配置していますので被害を受けたなら遠慮なく申し出てください。

ハラスメントは次のように分けることができます。

(1) セクシュアル・ハラスメント

学生または教職員が意図すると否にかかわらず、性差別的または性的な言動によって、学生を不快にさせる行為。学生または教職員が利益もしくは不利益を与えることを利用して、または利益を与えることを代償として、相手に性的な誘いまたは要求をする行為。相手の意に反して行われる「性的嫌がらせ」の言動をいいます。

具体的には、

1. 個人的な性体験を聞く
 2. 女性にカラオケのデュエットを強要する
 3. 女性の胸、お尻、腰などを触れる
 4. 異性のいるところで卑猥な話をする
 5. 立場を利用して無理矢理食事にさそう
 6. ストーカー行為をする
- 等が、あげられます。

(2) アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場において、教員またはこれに準ずる者が、その地位または職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して、相手によって差別したり、人格を否定したり、必要以上に厳しくしたりまた指導を放棄することにより、相手方の勉学・研究意欲や学習・研究環境を害する言動または行為。

(3) デートDV

若い恋人間で、暴力を使って相手を思い通りにすることをデートDVといえます。具体的には下記のような種類があります。

1. 身体的暴力（殴る、ける、叩く 等）
2. 精神的暴力（バカにする、無視する、行動を制限する、つきまとう 等）
3. 性的暴力（無理に性行為をする、避妊に協力しない、性行為を人に話す 等）
4. 経済的暴力（お金を借りても返さない、バイトを制限する 等）

●加害者にならないためには

個人によって感じ方が異なるため、判断が難しい場合もありますが、自分の恋人、家族（親・兄弟・姉妹）が対象になった場合、不快に感じられるような言動はしないことが大切です。

●被害をうけたら

一人で悩まず、すぐ学内相談員に相談して下さい。個人のプライバシーは守ります。被害にあった状況は、できるだけ詳しく記録しておくことで客観的に判断できたり、事態解決に役立ちます。

ただし、故意に虚偽の言動をとったことが判明した場合には、学則に基づき処分の対象となります。

●それぞれのキャンパスごとに複数の相談員を置いています。相談員の氏名、学内連絡先は学生サービス課で確認して下さい。

防災について

日常生活の中では、ささいな不注意がもとでたいへんな災害に及ぶことがあります。しかし、「災害」は一人ひとりのちょっとした心遣いで、その大半を未然に防ぐことができます。みなさんも社会の一員としての自覚を持ち、有意義であるはずの学生生活が一瞬にして灰になることのないように十分注意してください。

◆喫煙について◆

喫煙は火災の大きな原因となります。次の点に注意しましょう。

- ◇ 大学が指定した場所以外での喫煙はできません。
- ◇ 喫煙は必ず灰皿のある場所で
- ◇ 歩行喫煙厳禁
- ◇ タバコの投げ捨て厳禁



※喫煙はまわりの人の迷惑になることもあります。喫煙マナーに十分気をつけましょう。

◆危険物の取り扱いについて◆



本学では、実験実習の授業が多く、研究室でも多種多様な実験をやっています。実験中に危険物を取り扱う頻度も非常に高くなっていますので、危険物を取り扱う際は、担当教職員の指導に従って、十分に注意してください。

◆防災設備について◆

日ごろから、非常口・防災設備（非難器具、災害報知器、消火器など）の場所を確認しておいてください。また、これらの設備は絶対にいたずらしないでください。

◆災害が発生したときは◆

火災発生するとき	地震発生するとき
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 危険物容器のフタをしめる。 <input type="checkbox"/> 身近な火の始末をする。 <input type="checkbox"/> 非常放送、教職員、係員の指示に従って避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 火の始末をする。 <input type="checkbox"/> 出入口の確保をする。 <input type="checkbox"/> 机の下などに身を隠す。 <input type="checkbox"/> 揺れがおさまったら避難する。

傷害補償

■ 学生教育研究災害傷害補償

本学では、学生の方が一の事故に備え、次の制度で補償しています。

【保険の対象となる事故の範囲】

- ①正課授業中に指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間の傷害事故
- ②入学式，オリエンテーション等の教育活動の一環としての各種学校行事参加中の傷害事故
- ③上記以外で学校施設内にいる間の傷害事故(大学が禁じた行為を行っている間は除く)
- ④課外活動中の傷害事故(大学で認めた団体での活動中)
- ⑤通学往復中の傷害事故(合理的な経路及び方法)
- ⑥学校施設等相互間の移動中(課外活動の目的場所への移動を含む)
- ⑦正課授業中に誤って他人に傷害を負わせてしまった場合
- ⑧収穫祭で食品を提供し、客が食中毒になった場合
- ⑨インターンシップ活動中に誤って施設，機器を破損してしまった場合
- ⑩通学中に誤って他人に傷害を負わせてしまった場合

◆ 手続き方法

……事故発生後ただちに学生教務課又は医務室に届け出てください。
その後の手続きについては、担当者の指示に従ってください。

けがをしたら・・・??

大学では授業中や課外活動の補償の他に、学内で行われる様々なイベントでの事故障害などが対象の補償もあります。色々な形で、皆さんの学生生活中的事故についての補償がありますので、学内外で事故による障害を被った場合は、学生教務課に申し出て補償の対象になるかどうかを確認して下さい。

また、入学時に個人で加入した保険などがある場合は、各自で補償請求の手続きが必要となりますので注意してください。



スポーツ共済の加入について

農友会・同好会各団体に所属する学生は、大学が指定する『スポーツ共済』に加入する事が必要です。『スポーツ共済』に加入していない学生の団体所属は大学として承認したものではありません。この共済では、活動中にケガをしたり事故に遭ったり、また、賠償責任を負った場合に一定の補償金が支払われます。また、掛け金の一部を大学では助成しています。

◇農友会・同好会に入部・入会したら…

上級生（代表者または会計等）から『スポーツ共済』の掛け金が徴収されます。団体によって、掛け金は異なりますが、所属する全ての団体で加入する義務があります。加入の手続きは、団体ごとにまとめて行っているため、個人で申込書を書いたりする必要はありません。なお、「掛け金の徴収がされない」場合や、自分のスポーツ保険加入状況が不明という学生は学生教務課窓口で確認してください。

○加入区分・掛金・補償金額

区分	対象となる団体	掛金 (1人年額)	内訳 学生負担金 大学 助成金	傷害保険（補償金額）			賠償責任共済 その他
				死亡 後遺障害	入院 (1日あたり)	通院 (1日あたり)	
A	講演部、文芸部等の …文化活動、ボランティア活動を行う農友会および同好会	900円	450円 ----- 450円	死亡 2,000万円 後遺障害 3,000万円	4,000円	1,500円	<ul style="list-style-type: none"> 身体・財物 賠償合算 1事故5億円 (ただし身体賠償は1人1億円) その他 突然死見舞金 180万円
B	社交ダンス研究部、YOSAKOIソーラン同好会等のスポーツ同好会（Eに該当するスポーツを除く）	1,900円	950円 ----- 950円				
C	剣道、弓道、卓球、テニス、バスケットボール、バレーボール、陸上競技、バドミントン、ゴルフ等の …比較的危険度の低いスポーツをする農友会および同好会	2,100円	1,050円 ----- 1,050円				
D	柔道、空手、拳法、合気道、スキー、アイスホッケー、ホッケー、硬式野球、ラグビー、サッカー、ウェイトリフティング、馬術、パラグライダー、スキューバダイビング等の …比較的危険度の高いスポーツをする農友会および同好会	4,300円	1,400円 ----- 2,900円				
E	アメリカンフットボール等の …危険度の高いスポーツをする農友会および同好会	11,000円	2,500円 ----- 8,500円				

注1) 加入した団体の活動内容によって、区分が分かれます（区分は、団体の代表者に連絡してあります）。
注2) 区分Aの文化団体に関しては、スポーツをしない団体となりますので、スポーツをしたのケガ等については保険が適用されません。

例えば…、

カーリング部 } の3団体に所属している学生は、それぞれの団体でスポーツ共済に加入しなくてはならない。
乳製品研究会 }
カヌー同好会 }

所 属 団 体	区分	掛け金 (一人当たり)	大学助成金	学生負担金	計
カ ー リ ン グ 部	C	2,100円	1,050円	1,050円	2,450円
乳 製 品 研 究 会	A	700円	450円	450円	
ストリートバスケットサークル	B	1,900円	950円	950円	

大学助成は全団体に受けることができます。

カーリング部1,050円＋乳製品研究会450円＋ストリートバスケットサークル950円＝2,450円

よって、個人負担は2,450円となる。

◇共済加入後、活動中にケガをしたら…

学生教務課窓口で、手続きしてください。